平成 19 年度最低賃金

平成 19 年 9 月

				1 /3/4 10 0 /1
業種	区分	最低賃金額		差額
		現行額	答申額	(対現行額比)
		円/月	円/月	円/月
				(%)
漁業 (遠洋まぐろ)	1人歩船員	192,000	192,200	200
				(0.10)
漁業 (大型いか釣り)	1人歩船員	195,200	195,600	400
				(0.20)

(注) 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。